

10月から国保の保険証が新しくなります

10月1日(月)から、国民健康保険(国保)被保険者証(保険証)が新しくなり、カード形式になります。現在使用している保険証は、9月30日(日)まで有効です。保険証は国保の加入者であることを証明する大切な物。紛失などに注意しましょう。

問い合わせは国保年金課 ☎ 890-6250へ。

カード形式で加入者1人1枚に

保険証は 9月20日に郵送

新しい保険証は、9月20日(木)に郵送。保険証が届いたら、名前などを確認して、注意事項をよく読んでください。現在使っている保険証は、市役所市民課・国保年金課または各支所・出張所に返すか、各世帯で責任を持って処分してください。

なお、新しい保険証は9月からでも利用できます。

氏名や住所の誤りは 早めに届け出を

①氏名や住所などが間違っているときは、新しい保険証と印鑑を用意し、市民課6番窓口または各支所へ。

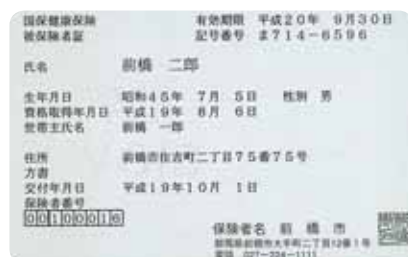
②既に会社などの保険証があるときは、会社などの保険証(扶養家族は認定年月日が分かる書類も必要)と国保の新旧保険証、印鑑を用意し、市民課6番窓口または各支所へ。

③国保に加入しているのに新しい保険証が届かないときは、古い保険証と印鑑、運転免許証など本人確認できる物を用意し、国保年金課4番C窓口または各支所へ。

そのほかの届け出事項は、保険証に同封する国保のしおりをご覧ください。また、国保を加入・脱退する



- 保険証と一緒に送付される国保のしおり



- 10月からカード形式となる新たな保険証

医療制度の改正で 期限が縮む場合も

10月1日(月)からは、カード形式の新しい保険証を使ってください。保険証は、これまでの世帯ごとではなく、加入者1人につき1枚になります。大切に保管してください。また、

ときは、14日以内に市民課6番窓口または各支所へ届け出が必要。届け出が遅れると、届出日から加入日までの国保税をさかのぼって納めることになります。ご注意ください。

来々4月から医療制度が改正され、次に該当する人は有効期限が来々9月30日(火)より前になります。

①75歳以上の人。

②一定程度以上の障害を持つ65歳以上の入。

③退職者医療制度に加入する65歳以上の入。

いずれの場合も有効期限前に、新たな保険証を送ります。この保険証もカード形式で、加入者1人につき1枚です。ただし、資格証明書については従来どおり各世帯ごとに発送します。

紛失に注意し 大切に扱います

保険証が1人につき1枚のカードになるため紛失などに注意してください。医師の診断を受けるときは、必ず窓口で提示してください。保険証を持たずに受診したときは医療費の全額が自己負担となります。保険証は大切に扱います。

なお、万一紛失した場合は再発行します。運転免許証など本人確認できる物を用意して、国保年金課4番C窓口または各支所へ。また、盗難などによる場合は警察に届け出てください。

滞納者へは 資格証明書を交付

国保税を特別な理由もなく1年以上滞納している世帯主には、保険証の代わりに資格証明書を交付。特別な理由とは、災害や盗難による被害、納税義務者や被保険者の病気や負傷、事業の廃止などで納付することができないと認められた場合です。

資格証明書で診療を受ける場合は、病院などの窓口で一度全額を支払わなければなりません。後日、市役所国保年金課の窓口へ申請し、保険給付分の払い戻しを受けてください。